

検証委員会における情報の取扱いについて（案）

芸北小学校スキー事故検証委員会

平成28年 月 日決定

1. 基本の考え方

- (1) 公正中立な検証のため、事故の検証に関わる情報は、原則として公開する。
- (2) このため、公開を制限する情報は、下記の範囲に限定する。
 - ① 個人情報及びプライバシー情報の保護という観点から、公開が相応しくない情報
 - ② 委員会が個人、組織より提供を受けた情報であり、その公開について提供者の同意が得られていない情報
 - ③ 調査の過程で実施する聴き取りにより得られた情報であり、事実関係等の確認が完了していない情報
 - ④ その他、公開することにより関係者の権利・利益又は公共の利益を害するおそれのある情報
- (3) 本検証において取り扱う情報は、事故の検証以外の目的で利用してはならない。

2. 会議及び会議資料の取扱い

- (1) 委員会の会議、会議資料、議事録については、以下の場合を除き、公開を原則とする。
 - ① 会議席上における、特定個人からの聞き取り（ただし、該当個人が公開を了承した場合を除く）
 - ② 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が会議に諮って必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
 - ③ 会議において配布した資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正中立な検証に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、委員長が会議に諮って資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - ④ 会議の議事録を作成し、公表する。ただし、公表することにより公正中立な検証に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、委員長が会議に諮って議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - ⑤ 会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴者については会議規模が許す限り制限を受けないこととする。ただし、傍聴者には、以下の点について協力を求める。

- ア報道関係者は、事務局に対して事前登録を行うこと
- イ報道関係者による会議の撮影・録画は、委員長の許可の範囲とすること
- ウ会議の進行、他の傍聴者の傍聴などを妨げる行為は行わないこと

3. 検証のため他者から提供を受けた資料等の取扱い

- (1) 調査の過程で個人、組織から提供を受けた資料等は、その表題、提供元などを一覧に整理した上で管理する。その一覧は、次の条件をすべて満たす範囲において、会議資料又は報告書の形で公開する。
 - ① 個人情報・プライバシー情報の保護の観点から、一覧による公開に支障がないこと
 - ② 提供者から、一覧による公開について同意が得られていること
 - ③ 事故の検証に関係のあること
- (2) 他者から提供を受けた資料等は、委員会での検証作業のみに利用する。

4. 検証の過程で行う聴き取りの取扱い

- (1) 調査の過程で実施する関係者等からの聞き取りは、原則として非公開で行う。
- (2) 非公開で行う聴き取りは、対象者（未成年の場合は、その保護者を含む）の同意を得た上で、録音または録画により記録する。対象者の同意が得られない場合は、同席者が可能な限り正確に記録とすることとする。
- (3) 非公開で行った聴き取りの内容は、教育委員会が聴取書にまとめる。
- (4) 非公開で行った聴き取りの記録及び聴取書は以下の理由から公開しない。
 - ① 個人情報・プライバシー情報の保護の観点で、支障を生じるおそれがあること
 - ② 対象者の主観に基づく情報であり、事実関係等の確認が完了していないこと